

豊田市病院群輪番制病院運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、病院群輪番制病院の運営に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「病院群輪番制病院」とは、豊田市及びみよし市で構成する2次救急医療圏（以下「豊田加茂広域2次救急医療圏」という。以下同じ。）にある病院のうち、輪番方式により連帯して休日及び夜間における入院・治療を行う病院をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、病院群輪番制病院の運営に要する費用の一部を補助することにより、豊田加茂広域2次救急医療圏の救急医療を円滑に推進し、もって休日及び夜間において入院・治療を必要とする重症患者に対する医療の確保を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田加茂広域2次救急医療圏において、相当数の病床並びに医師等の医療従事者及び救急専用病床の確保等の第2次病院としての診療機能を有し、かつ、別表第1に定める病院群輪番制を実施できる病院とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、病院群輪番制病院の運営に要する経費のうち、常勤職員の給与費、非常勤職員の給与費及び法定福利費とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と別表第2に定める補助基準額に当該補助基準額に対応する区分を1単位とした診療日数を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

2 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条の規定による申請をしようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、毎年度7月10日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める時はこの限りでない。

(1) 病院群輪番制病院運営事業計画書（様式第2号）

(2) 病院群輪番制病院運営事業所要額明細書（様式第3号）

(3) 歳入歳出予算書(様式第4号)

(交付の決定通知)

第8条 規則第5条第1項の補助事業者に対する通知は、同項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業期間(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)が満了したときは、当該補助事業期間の翌年度の4月10日までに、補助事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 病院群輪番制病院月別実施表(様式第7号)

(2) 患者数等調(様式第8号)

(3) 病院群輪番制病院運営事業実績額明細書(様式第9号)

(4) 歳入歳出決算書(様式第10号)

(確定通知)

第10条 規則第11条第1項の補助事業者に対する通知は、同項の補助金等確定通知書に代えて、補助金確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

病 院 群 輪 番 制

病 院 群 輪 番 制		補助基準額の算定に用いる区分	
実 施 日	診 療 時 間	区 分	対 象 診 療 時 間
休 日	午前 8 時から 翌日の午前 8 時まで	休日 A	午前 8 時から午後 6 時まで
		夜 間	午後 6 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 土曜日 及び 第 3 土曜日	午後 1 時から 翌日の午前 8 時まで	休日 C	午後 1 時から午後 6 時まで
		夜 間	午後 6 時から翌日の午前 8 時まで
第 2 土曜日、 第 4 土曜日 及び 第 5 土曜日	午前 8 時から 翌日の午前 8 時まで	昼 間	午前 8 時から午後 6 時まで
		夜 間	午後 6 時から翌日の午前 8 時まで
平 日	午後 6 時から 翌日の午前 8 時まで	夜 間	午後 6 時から翌日の午前 8 時まで

- 備考 1 実施日欄の休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に定める祝日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）をいう。
- 2 第 1 土曜日及び第 3 土曜日とは、1 月のうちの第 1 週及び第 3 週の土曜日をいう。
- 3 第 2 土曜日、第 4 土曜日及び第 5 土曜日とは、1 月のうちの第 2 週、第 4 週及び第 5 週の土曜日をいう。
- 4 平日とは、第 1 項から第 3 項までの日以外の日をいう。

別表第 2（第 6 条関係）

補 助 基 準 額

区	分	補 助 基 準 額
休 日	休 日 A	72,560円
	夜 間	72,560円
第 1 土曜日及び 第 3 土曜日	休 日 C	36,280円
	夜 間	72,560円
第 2 土曜日、第 4 土曜日 及び第 5 土曜日	昼 間	72,560円
	夜 間	72,560円
平 日	夜 間	72,560円

- 備考 1 区分は、別表第 1 に掲げる補助基準額の算定に用いる区分による。
- 2 補助基準額は、毎年度改定を行うものとする。
- 3 前項の場合において、当該年度の補助基準額は、前年度の補助基準額に前年度の一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の改正で示された俸給表の水準改定の変動率等に乗じた額とし、算出された額に 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。